

2026 年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 食料品価格等の物価高騰に伴う子ども食堂の負担軽減のため、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、県内の子ども食堂を運営する者（以下「運営者」という。ただし、市町村を除く。）であって、運営する子ども食堂について、2026 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に 1 回以上の開催実績があり、同年 9 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に、原則、2 か月に 1 回以上の頻度で開催予定のある者とする（要件の詳細は別表 1 アを参照）。ただし、学校等の長期休暇中に集中開催している場合については、別表 1 イの要件を満たす者とする。なお、対面での開催が困難な場合に代替として実施するフードパントリー及び弁当配布については開催実績に含めることができるものとする。

(対象期間)

第3条 支援金の対象期間は、2026 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの開催分とする。

(交付額)

第4条 支援金は、子ども食堂 1 か所につき開催回数に応じて定額で交付するものとし、その交付額は別表 2 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする運営者は、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第 1）（以下「申請書」という。）及び愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金の申請に関する誓約書（様式第 2）（以下「誓約書」という。）を、子ども食堂 1 か所ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を運営者からの請求書とみなす。

3 第 1 項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第 13 条に定める実績報告は、申請書及び誓約書をもって代えるものとする。

(決定の取消し等)

第8条 知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが
適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2026年7月2日から施行し、2026年7月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

次のアまたはイで示す開催回数を満たすこと。

ア 定期的に開催している場合：下表の各期間における要件をいずれも満たすこと。

期間	実績・予定の別	回数
2026年7月1日から8月31日まで	実績	1回以上
2026年9月1日から2027年3月31日まで	予定	2ヶ月に1回以上*

* 「2ヶ月に1回以上の開催予定」の考え方は、下表のとおりとする。

期間		回数
2026年8月の開催実績がある場合	2026年9月1日から10月31日まで	1回以上
	2026年11月1日から12月31日まで	1回以上
	2027年1月1日から2月28日まで	1回以上
2026年8月の開催実績がない場合	2026年9月1日から同月30日まで	1回以上
	2026年10月1日から11月30日まで	1回以上
	2026年12月1日から2027年1月31日まで	1回以上
	2027年2月1日から3月31日まで	1回以上

イ 学校等の長期休暇中に集中開催をしている場合：下表の要件を満たすこと。

期間	実績・予定の別	回数
2026年7月1日から8月31日まで	実績	4回以上

別表2（第4条関係）

区分	開催回数	交付額
A	週1回以上	70,000円
B	週1回未満	40,000円

備考

1 次の（１）または（２）で示す開催回数を満たす場合に、区分Aを適用する。

（１）定期的に開催している場合：下表の要件アおよびイを満たすこと。

要件	期間	実績・予定の別	回数
ア	2026年7月1日から8月31日まで	実績	8回以上
イ	2026年9月1日から2027年3月31日まで	予定	29回以上

（２）学校等の長期休暇中に集中開催をしている場合：下表の要件アおよびイを満たすこと。

要件	期間	実績・予定の別	回数
ア	2026年7月1日から8月31日まで	実績	8回以上
イ	2026年7月1日から2027年3月31日まで	実績および予定の合計回数	37回以上

なお、子ども食堂の開設年月日が2026年7月8日以降である場合は、次の計算式により算出した回数を満たす場合に、区分Aを適用する。

【（１）および（２）における、要件アの回数の計算式】

$$8 \text{ 回} - \left[\frac{\text{「7月1日から子ども食堂の開設年月日までの日数」} \div 7}{\text{（開設当日は不算入）（1未満は切り捨て）}} \right]$$

（例）7月20日に1回目開催の場合

$$8 \text{ 回} - (19 \text{ 日間} \div 7) = 8 - 2 = 6 \text{（要件アで規定する回数は6回とする）}$$

【（２）における、要件イの回数の計算式】

$$37 \text{ 回} - \left[\frac{\text{「7月1日から子ども食堂の開設年月日までの日数」} \div 7}{\text{（開設当日は不算入）（1未満は切り捨て）}} \right]$$

（例）7月20日に1回目開催の場合

$$37 \text{ 回} - (19 \text{ 日間} \div 7) = 37 - 2 = 35$$

（（２）の要件イで規定する回数は35回とする）

2 同日に複数回の子ども食堂を開催する場合であっても、「1回」と取り扱うものとする。